

奈良県告示第百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年八月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	黒松 定夫	北葛城郡広陵町大字古寺五九〇―二
〃	高井 義直	〃 大字南郷一〇八九
〃	藤山 龍雄	〃 〃 一七
〃	藤山 久男	〃 〃 一六四―三
〃	杉本 保	〃 〃 一一四八―五
〃	長谷川 丈夫	〃 〃 一一六三―四
〃	脇本 英和	〃 〃 一〇三五
〃	吉岡 清隆	〃 〃 一二六三
〃	脇本 昌俊	〃 〃 一〇〇八
〃	藤山 博	〃 〃 一七八
〃	吉田 耕治	〃 〃 大字古寺五五一―三
〃	大石 久義	〃 〃 五八五―二
〃	村田 正廣	〃 〃 三九九
〃	武村 禎茨	〃 〃 大字三吉一七九八―三
〃	松山 勝	〃 〃 大字古寺三〇五
監事	梅田 文雄	〃 〃 大字南郷一二三九
〃	小林 英治	〃 〃 一〇八八
〃	畑守 章	〃 〃 大字三吉一七六〇―二
〃	西井 亮治	〃 〃 一七四五―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高井 義直	北葛城郡広陵町大字南郷一〇八九
〃	黒松 定夫	〃 〃 大字古寺五九〇―二
〃	藤山 龍雄	〃 〃 大字南郷一七

